

## 宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討業務委託仕様書

### 1 業務名

宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討業務委託

### 2 業務の目的

現在、人口減少やモータリゼーションの進行、新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワークの普及等の働き方の変化などにより、本市の公共交通の利用者数は減少傾向にあり、これに伴い交通事業者の収支状況は年々厳しさを増しています。

また、慢性的な運転士不足に併せ、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」へ対応するため、公共交通のサービス水準の維持や確保が困難になってきています。

一方で、超高齢化の進行に伴い、運転免許証の返納により自動車を運転できなくなる高齢者が増えており、公共交通を維持・確保していかなければならない状況が顕在化しています。

このような状況の中、本市では、地域公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域における公共交通のあり方を総合的に示すマスタープランとして令和4年3月に「宇部市地域公共交通計画」を策定しました。

本計画は、公共交通を将来にわたって持続可能な移動手段とすること、また、新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受けた公共交通の維持・確保を目指し、「みんなで支える安心・安全で、快適な暮らしを保つ地域公共交通」を基本理念に掲げています。

この理念に基づき、宇部市立地適正化計画に掲げる多極ネットワーク型コンパクトシティといったまちづくりの方向性や各交通モードの役割、交通事業者の現状、行政負担額等から公共交通のサービス水準を明確にするとともに、平成26年9月に策定した「宇部市の公共交通の総合的な方針」の改定素案の作成と令和8年度に予定している「地域公共交通計画」の改定に向けた検討資料とすることを目的とします。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

### 4 業務の対象区域

業務の対象区域は、宇部市の市域内とする。

### 5 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切

かつ詳細な作業実施計画書を立案し、宇部市の承認を得ること。

## 6 業務内容

### (1) 現状分析・課題等の抽出

市民の移動に関する分析を、統計データや既存アンケート結果、ビックデータ（市で貸与予定）などを活用し、定性的及び定量的に問題や課題（バックキャストによる課題も含む）を抽出する。

### (2) 公共交通等のサービス水準の検討

各交通モードの役割、交通事業者を対象としたヒアリング（運転士の人員数や車両数等）の状況をもとに、持続可能な公共交通のサービス水準（カバー率、運行回数、乗継時間、運賃等）について、「宇部市地域公共交通計画」にある各公共交通サービスの役割に応じた交通モードごとに最低限求められる水準及び理想的な水準等の設定について地域ごとの特性を踏まえて検討する。

また、将来の交通ネットワークを踏まえた公共交通空白地区等の定義や在り方についても整理する。公共交通空白地区等の定義や在り方についての整理にあたっては、平成27年、令和2年国勢調査の結果及び将来推計人口（市から提供）を基に、過去、現在及び将来の本市の公共交通のカバー人口を市内24地区、250mメッシュで可視化する。

### (3) 行政負担額の算出

各交通モードにおいて、最低限求められるサービス水準、現状のサービス水準、理想的なサービス水準ごとに、行政が負担する概算額を算出する。

### (4) 地域内交通の代替交通モードの整理

収支率が満たないデマンドバスや地域主体の運営によるコミュニティタクシーへの複数の代替交通モードの導入について、地域や個人で抱える生活・移動の課題を踏まえ、適切な交通モードや福祉の視点から導入可能なサービス等について、クロスセクター効果や先進事例も踏まえて整理する。

### (5) 宇部市の公共交通の総合的な方針の改定素案

6(1)～(4)を踏まえ、宇部市の公共交通の総合的な方針の改定素案を作成する。

## 7 会議の運営支援

### (1) 宇部市地域公共交通協議会の運営支援

宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討に係る宇部市地域公共交通協議会（3回予定）の資料作成及び運営支援を行う。

なお、資料の印刷及び議事録作成は市で行う。

## 8 打合せ協議

業務着手時、中間報告及び成果品納入時に打合せを実施する。その他、業務の遂行に際しては、委託者と十分に連絡を取りながら行う。

## 9 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 宇部市の公共交通の総合的な方針の改定素案
- (2) 業務報告書
- (3) 収集した資料等

※上記は、ワードやエクセル等のデータ加工可能な形式及びPDF形式で納入すること。

## 10 業務にあたっての留意事項

### (1) 法令等の遵守

受託者は、本業務実施に当たり、関連する法令等を順守しなければならない。

### (2) 秘密の保持

受託者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

### (3) 所有権等

成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。

### (4) 業務の保証

業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は、受託者の負担とする。

### (5) 参考資料等の貸与

本市が貸与する資料等について、受託者に無償で貸与するが、業務完了後、速やかに返却すること。

なお、万一、資料等に損害を与えた場合は、受託者が責任を持って修復を行うこと。

### (6) 参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。

### (7) 協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。